

デマンド交通（米飯線）運行予定者の選定に関する参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和3年2月1日

旭川市地域公共交通会議

会長 熊谷 好規

1 公募の趣旨

東旭川町東桜岡，豊田，瑞穂，米原地区では，平成25年10月から，旭川中央ハイヤー（株）（以下，「現運行事業者」とする。）が，従来の路線バスに代わって，これら4地区と東旭川駅周辺を結ぶデマンド交通の運行を行っている。

現運行事業者は，東旭川町東桜岡，豊田，瑞穂，米原地区で3年間，デマンド交通を運行する事業者として，プロポーザル審査により選定され，平成25年10月から平成28年の9月までの3か年，旭川市生活交通ネットワーク計画による運行事業者として運行を行い，参加確認公募の実施を経て，平成28年10月から令和3年の9月までの5か年，旭川市生活交通確保維持改善計画による運行事業者として運行を行ってきた。

来年度10月以降，同社以外の者で，当該地区において旭川生活交通確保維持改善計画に基づく運行を希望する者の有無を確認するため，参加確認公募を行う。

なお，要件を満たした上で，応募を希望する事業者がいる場合には，現運行事業者と応募者によって，プロポーザル方式による運行事業者の選定手続に移行する。

※旭川地域生活交通確保維持改善計画について

旭川市公共交通会議が策定している，北海道運輸局長が指定した交通不便地域（本市では東桜岡，豊田，瑞穂，米原地区のみ）と，JRなど幹線の駅を結ぶ支線交通の運行計画。この計画に位置付けられることが，運行事業者が国に補助申請を行う際に必要となる。

2 運行の概要

(1) 運行内容

別紙「デマンド交通（米飯線）運行仕様書」のとおり

(2) 運行期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間

3 応募要件

プロポーザルに参加を希望する者は，次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 運行開始までに道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している事業者で，東旭川町東桜岡，豊田，瑞穂，米原地区と東旭川駅周辺を結ぶデマンド交通の運行を5年間，行う意思があること。

- (2) 旭川市内に本店及び営業所を有すること。
- (3) 受付、配車、運行など、デマンド交通運行に関わる一連のプロセスを自社で行うノウハウがあること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。）ではないこと。

4 応募手続

(1) 応募書類

- ア 参加意思確認書（様式1）
- イ 令和元年度収支決算書
- ウ 納税証明書（市町村税の滞納がないことを証明）

(2) 応募方法

令和3年2月22日（月）午後5時15分までに、事前に電話連絡の上、下記の場所に持参すること。

※応募書類提出先

旭川市地域公共交通会議事務局（旭川市地域振興部都市計画課）
旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階
電話：0166-25-9851

(3) 審査結果の通知

参加意思確認書の提出があった者には、令和3年3月3日（水）までに、次に掲げるいずれかの事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）を郵送する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、(2)の提出先に連絡し、確認すること。

ア 応募要件を満たす者については、今後のプロポーザルの手続について。

イ 応募要件を満たさない者については、その理由と所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨について。

5 その他

本公募について疑義がある場合は、応募書類提出先に文書にて問い合わせること。

（問い合わせ内容については、事業者名を伏せた上で、随時、ホームページで公表する。）

旭川市地域公共交通会議 デマンド交通（米飯線）運行仕様書

旭川市生活交通確保維持改善計画に基づき、令和3年10月から令和8年9月までの5年間、東旭川駅周辺と東旭川町の交通不便地域を結ぶデマンド交通¹を運行する、運行事業者を公募する。

1. 業務概要

- ・運行方法：予約による運行とし、基幹となる道路に方向性をもって運行する起終点固定型²とする。
- ・乗降点：北海道運輸局長が交通不便地域として指定した東旭川町東桜岡、豊田、米原、瑞穂の各地区においては運行事業者と予約者間で相談の上、任意の乗降点を設定し、東旭川駅周辺においては、あらかじめ交通結節点、各施設周辺に乗降点の設定を行う。
- ・運行便数：往路3便、復路4便以上とすること。
- ・乗車料金：従来の路線バスの運賃幅（150円～580円）を基準として運賃を設定すること。
- ・運行車両：デマンド型運行が可能な車輛（緑ナンバー）とすること。
※有償運行を実施するため、営業車であること。
- ・運行車両表示：車両の両側面に乗合車輛と分かるマグネットシート等を貼付すること。
- ・予備車両：通常運行する車両以外に予備車両を確保すること。
- ・予約体制：高齢者にとってもアクセスしやすい受付方法とすること。

2. 運行エリア

旭川市東旭川駅周辺 — 東旭川町東桜岡、豊田、米原、瑞穂地区間の運行



¹ デマンド交通：電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の形態。

² 起終点固定型：起点と終点が有り、一定の方向性をもって運行する形態。

3. 運行補助

選定事業者は、旭川市地域公共交通会議が策定する、旭川市生活交通確保維持改善計画（国の補助金の申請にあたって必要な計画）上の運行事業者と位置付けられるため、運行にあたっては、以下の補助制度を活用することができる。

- ・国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）

補助金の詳細は北海道運輸局旭川支局に問い合わせること。

- ・旭川市生活交通路線維持対策費補助金

「補助年度のサービス提供時間」×「地域時間当たり標準経常費用」と「事業者時間当たり経常費用」のうちいずれか安い金額

－（国の補助金＋補助路線の経常収益）＝ 旭川市生活交通路線維持対策費補助金

※これらの補助制度は、現時点のもので、今後、制度変更にとまなう改廃の可能性があることを理解すること。

※補助金は国、旭川市の予算に基づいて支出されるものであるため、予算確保の状況によって増減の可能性があることを理解すること。

4. 運行期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間

※バスの補助年度は10月から翌年9月までの1年間となる

5. 問い合わせ先

旭川市地域公共交通会議 事務局（旭川市地域振興部都市計画課 村上）

〒070-8525 旭川市6条通10丁目第三庁舎3階

tel : 0166-25-9851 fax : 0166-27-3466

mail : tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp